

相続等で農地の権利を取得したときは・・・ 「農業委員会への届出」が必要です。

平成21年12月15日に改正農地法が施行されました。相続等で農地の権利を取得したときは、農地のある市町の農業委員会に、その旨の届出をしなければなりません。ご不明の点は、地区の農業委員又は農業委員会の事務局（役場内）まで、お気軽にご相談ください。

【農地法第3条の3第1項（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出）】

農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号（第十二号及び第十六号を除く。）のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

（届出様式は裏面を参照）

〈制度の仕組み〉

届出が必要な方

次の理由で農地の権利（所有権又は使用収益権）を取得した方

- 農地の相続（遺産分割・包括遺贈を含む）、時効取得など



※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、
罰則の規定があります！

農業委員会

（取得した農地のある市町の農業委員会）

農業委員会系統組織の情報紙「全国農業新聞」で、農地制度についてもっと知ろう。



い。談するとよ
業委員会に相
あっせんなどを
の適正利用が
からないような
で、その利用
届出があった農
農地の有効利用
相続した農地は
相続した農地は
届出を農地の有
農地の有効利用に
道

権利取得の届け出制度

相続などにより許可を受けることなど農地の権利を取得した者の農業委員会への届け出制度が創設された。

□ これまでは相続した農地の農業委員会への届出は不要とされていたが、新制度では、これを届ける必要がある。相続された農地が使われなくなり遊休農地化したり、農業委員会での把握ができなかったことを解消し、農地の有効利用につなげるのが目的。

相続した農地は届出を農地の有効利用に道

届出を行うのは、改正法施行日以降、相続などで農地の権利を取得した人で、その農地のある市町村の農業委員会に届出を行う必要がある。既に地元を離れ都会に住んでいるような人でも相続が発生すれば、当然対象となる。

届出があった農地では、その利用者が見つからないような場合は、その適正利用が図られるようあっせんなどを行うので農業委員会に相談するとよい。

なお、届出をしなかったり、虚偽の申告を行った場合は10万円以下の過料に処せられるので、注意が必要だ。

全国農業新聞（週刊）金曜日発行：月600円※消費税込）

〈購読のお申し込み、お問い合わせは、農業委員会の事務局（役場内）まで〉

- ① 購読開始（希望）月、郵便番号、ご住所、お名前、電話番号を申込書に記入いただきます。
- ② 購読料のお支払いについて、J A口座からの引き落とし承諾書を頂戴する場合があります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

平成 年 月 日

.....農業委員会会長 様

届出者

氏名.....[㊞]

下記農地（採草放牧地）について、.....により.....を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏名	住所

2 届出に係る土地の所在等

所在	地番	地目		面積 ㎡	権利取得前の権利者の氏名又は名称
		登記簿	現況		

3 取得した権利の種類及び内容等

取得した権利の種類	取得価格又は賃借料	各共有持分の状況 契約期間等
所有権	円	
賃借権	年 円	
その他（ ）	円	

4 権利を取得した日及びその事由

平成.....年.....月.....日付け.....により権利取得

5 今後の利用計画

(注) 共有の場合、届出者は当該共有者全員の連名によるものとし、持分放棄その他の事由により、当該農地の所有者又は共有持分に変更があった場合は、改めて届出書を提出しなければなりません。